

『2021年版 出る順行政書士 当たる！直前予想模試』に関するお詫びと訂正

2021年4月28日

この度は、弊社書籍をご利用いただき、誠にありがとうございます。

標題のとおり、本書の問題・解説に誤りがございましたので、下記のとおり訂正させていただきます。

制作上の不手際により、皆さまに多大なご迷惑をお掛けしましたことを心よりお詫び申し上げますとともに、再発防止に向けて取り組んでまいります。

LEC東京リーガルマインド 行政書士試験部

GD05836 『2021年版 出る順行政書士 当たる！直前予想模試』 第1刷

【第1回】問題

p. 24	問題 29 肢 1 (1~2行目)
	1 Aが、A所有の <b>乙建物</b> をBとCに二重に売却し、AからBへの所有権移転登記も、AからCへの所有権移転登記もされていない時に、Dが <b>乙建物</b> を勝手に占拠した場合、 ↓ (訂正) 1 Aが、A所有の <b>甲建物</b> をBとCに二重に売却し、AからBへの所有権移転登記も、AからCへの所有権移転登記もされていない時に、Dが <b>甲建物</b> を勝手に占拠した場合、

【第3回】問題

p. 46	問題 57 問題文 (柱書)
	…… 次のア～オの記述のうち、 <b>妥当なもの</b> の組合せはどれか。 ↓ (訂正) …… 次のア～オの記述のうち、 <b>妥当でないもの</b> の組合せはどれか。

【第3回】解答・解説

p. 126	解答一覧 (問題 59 の正解番号)				
	<table border="1"> <tr> <th>問題</th> <th>正解</th> </tr> <tr> <td>59</td> <td>3</td> </tr> </table> ↓ (訂正)	問題	正解	59	3
	問題	正解			
59	3				
<table border="1"> <tr> <td>5</td> </tr> </table>	5				
5					

p. 185	問題 59 解説	<b>次のページに差し替えてください。⇒</b>
--------	----------	--------------------------

【付録】2020年度行政書士試験 解答・解説

p. 188	解答一覧 (問題 44 の正解例)			
	<table border="1"> <tr> <td>44</td> <td>本件組合を被告として、本件換地処分を<b>対象</b>とする無効の確認を<b>める</b>訴えを提起する。</td> </tr> </table> ↓ (訂正) <table border="1"> <tr> <td></td> <td>本件組合を被告として、本件換地処分を<b>対象</b>とする無効の確認を<b>求める</b>訴えを提起する。</td> </tr> </table>	44	本件組合を被告として、本件換地処分を <b>対象</b> とする無効の確認を <b>める</b> 訴えを提起する。	
44	本件組合を被告として、本件換地処分を <b>対象</b> とする無効の確認を <b>める</b> 訴えを提起する。			
	本件組合を被告として、本件換地処分を <b>対象</b> とする無効の確認を <b>求める</b> 訴えを提起する。			
p. 206	問題 18 解説 ワンポイントアドバイス (最終行) ある (時機に <b>遅れた</b> 取消訴訟)。 ↓ (訂正) ある (時機に <b>後れた</b> 取消訴訟)。			
p. 226	問題 38 解説 (テーマ) <table border="1"> <tr> <td>株主の権利 (会社法)</td> </tr> </table> ↓ (訂正) <table border="1"> <tr> <td>株式会社が自己株式を取得する場合 (会社法)</td> </tr> </table>	株主の権利 (会社法)	株式会社が自己株式を取得する場合 (会社法)	
株主の権利 (会社法)				
株式会社が自己株式を取得する場合 (会社法)				

お問い合わせ先：弊社コールセンター 0570-064-464

平日 9:30~20:00 / 土・祝 10:00~19:00 / 日 10:00~18:00

問題	テーマ (分野)	正解	重要度	正答率
59	空欄補充 (文章理解)	5	A	55%

空欄に入るべき肢1～肢5の文章はすべて、「たとえば」で始まっている。したがって、空欄には、その前で抽象的に説明した事柄の具体例を挙げた文章、またはその事柄を具体例で言い換えた文章が入ると考えられる。

空欄の前の文章は、「科学によって問題が解けたといっても、それは人間の思考の範囲内で、問題が矛盾なく説明できるということであって、ほんとうの真理とは何かということはわからない。」としている。ここでは、答えに対する人間の説明は、人間の思考の範囲内で矛盾がないだけであって、人間の思考の範囲外であれば、他に説明の方法はいくつもありうることを説明している。

そうすると、人間以外の生物が「まったく別の方法で説明するかもしれない。」とする肢5が妥当である。同じ人間同士を対比している、「近代以前の人間と現代の人間」とする肢2と、「未来の人間と現代の人間」とする肢4は妥当でなく、地球以外の天体の生物が「まったくおなじ方法で説明するかもしれない。」とする肢1、肢3も妥当でない。

以上より、空欄には「たとえば、地球以外の天体に、人間とおなじくらいの知能をもった生物がいたとして、彼らは、私たちが見ているのとおなじ現象を、まったく別の方法で説明するかもしれない。」が入り、正解は肢5となる。

『2021年版 出る順行政書士 当たる！直前予想模試』に関する訂正の追加につきまして

2021年9月6日

本書の【第2回】の問題・解説につきまして、下記のように、訂正を追加させていただきます。

ご迷惑をお掛けしましたことを、あらためてお詫び申し上げます。

LEC東京リーガルマインド 行政書士試験部

GD05836 『2021年版 出る順行政書士 当たる！直前予想模試』 第1刷

【第2回】問題

p. 28	<b>問題 32「ア」 1行目</b> ア 主たる <b>保証人</b> の委託を受けないで保証をした者が、主たる債務者に代わって弁済 ↓ (訂正) ア 主たる <b>債務者</b> の委託を受けないで保証をした者が、主たる債務者に代わって弁済
	<b>問題 32「イ」 1行目</b> イ 保証人が主たる <b>委託者</b> の委託を受けて保証をした場合において、主たる債務の ↓ (訂正) イ 保証人が主たる <b>債務者</b> の委託を受けて保証をした場合において、主たる債務の

【第2回】解答・解説

p. 96	<b>問題 32「ア」解説 (1行目)</b> 主たる <b>保証人</b> の委託を受けないで保証をした者が債務の消滅行為 (=主たる債務者に代わ ↓ (訂正) 主たる <b>債務者</b> の委託を受けないで保証をした者が債務の消滅行為 (=主たる債務者に代わ
-------	---